



加古川総合保健センター
 ☎079 (429) 2923
 ▼所在地 〒675-0196
 加古川市平岡町新在家字鶴池の内1224番地の12
 ▼受付時間 午前8時30分～午後4時30分（午前12時30分～午後1時を除く）
 ※土・日曜日、祝日および8月14日、15日と12月29日～1月4日は、受け付けできません。



がん検診など（表1）

項目	対象者
肺がん（結核）	18歳以上
胃がん	
大腸がん	
骨粗しょう症	40歳以上（要件あり）
肝炎ウイルス（B型・C型）	
子宮がん	18歳以上（2年に1度）
乳がん	40歳以上（2年に1度）

がん検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診については、今まで通り町が行う巡回がん検診、センター健診、中央公民館健診をご利用できます。（表1）

すこやかな暮らしのために、定期的に健診を受けましょう

年齢や加入している医療保険（健康保険）によって、受診方法が異なります。

4月からメタボリックシンドロームを早期に発見する新しい健診（特定健診）がはじまりました。これまで、町が住民の皆さんを対象に住民健診を行ってきましたが、これからは、国民健康保険などの医療保険者が実施者となり、特定健診・保健指導を行います。ご自身が加入している医療保険や年齢によって健診の受け方が変わりますのでご注意ください。

▼問い合わせ 健康安全グループ健康増進チーム ☎079 (435) 2611

40歳以上64歳以下

加入している医療保険により異なります

国民健康保険に加入している人の場合

①個別健診
 次の①または②の方法で受診してください。

お近くの医院など（協力医療機関）で、特定健診を受診します。結果も医療機関でお聞きください。がん検診を希望する場合は、加古川総合保健センター

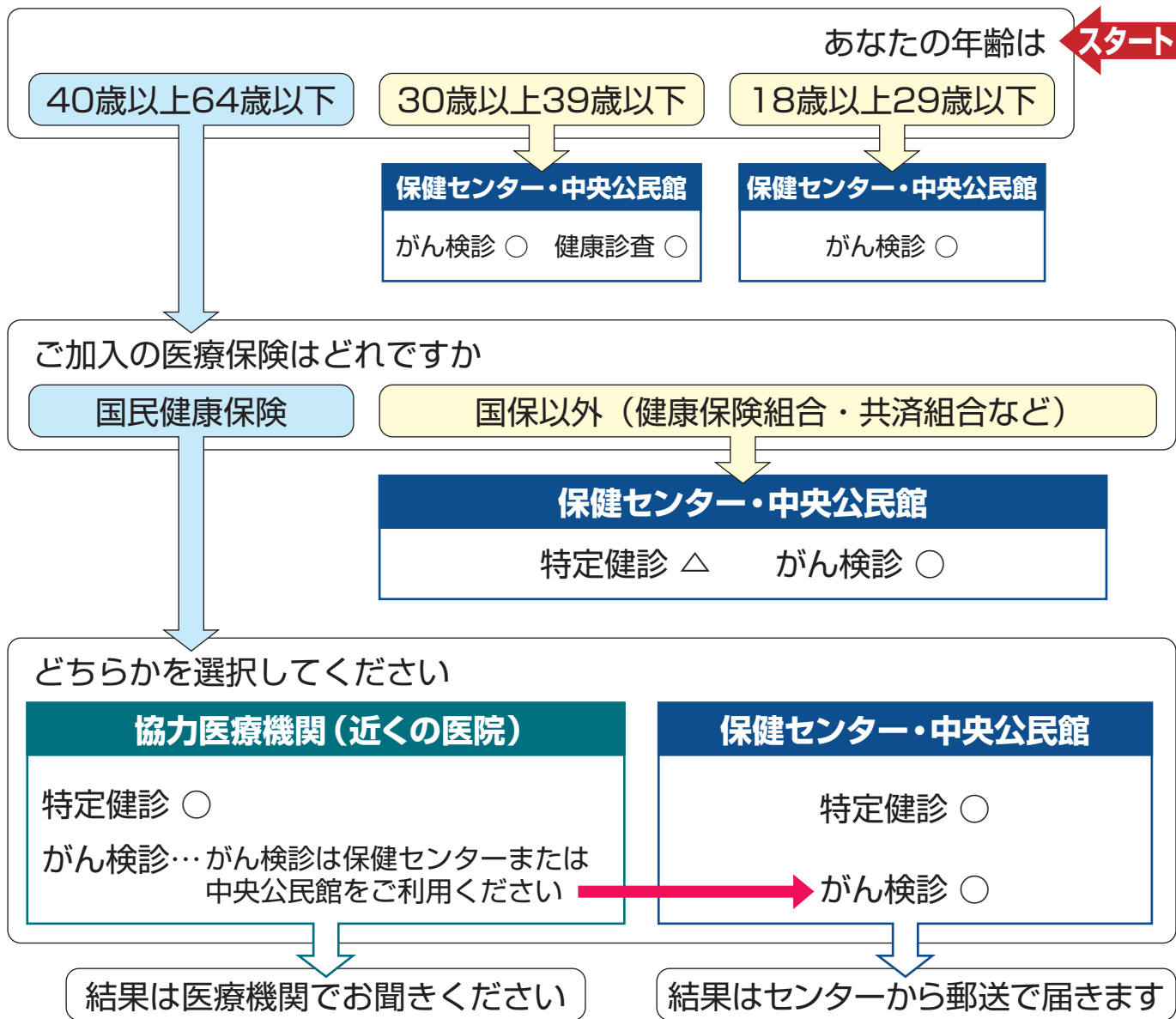
または中央公民館で行う健診をご利用ください。

②センター健診・中央公民館健診

加古川総合保健センターまたは中央公民館で特定健診とがん検診を同時に受診できます。この場合は、加古川総合保健センターに予約してから受診してください。結果は保健センターから郵送で届きます。

健康保険組合、共済組合などに加入している人の場合

特定健診については、加入している医療保険者が実施者になります。各保険者にご確認ください。がん検診などについては、今まで通り、町が行う検診を受けることができます。



健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高く、生活習慣の改善が必要な方には、後日特定保健指導のご案内をさせていただきますので、ぜひご利用ください。

※○は受診可能 △…受診できる場合もありますので、ご加入の保険者にお問い合わせください。



65歳以上74歳以下

介護予防のための生活機能評価を受けることができます

生活機能評価は、計測・診察・問診（生活機能チェック）からなります。問診には、25の質問項目があり、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防の各項目についてチェックします。

これらの問診の結果によって、生活機能が低下していると判断した場合、つまり「要支援・要介護状態になるおそれのある人」へは、介護予防のための取り組みをします。要支援・要介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的としています。ですから既に要支援・要介護認定を受けている人は生活機能評価の対象となりません。

また、医師がより詳細な検査が必要と判断した場合は、貧血検査・血液検査（アルブミン）・心電図も行います。

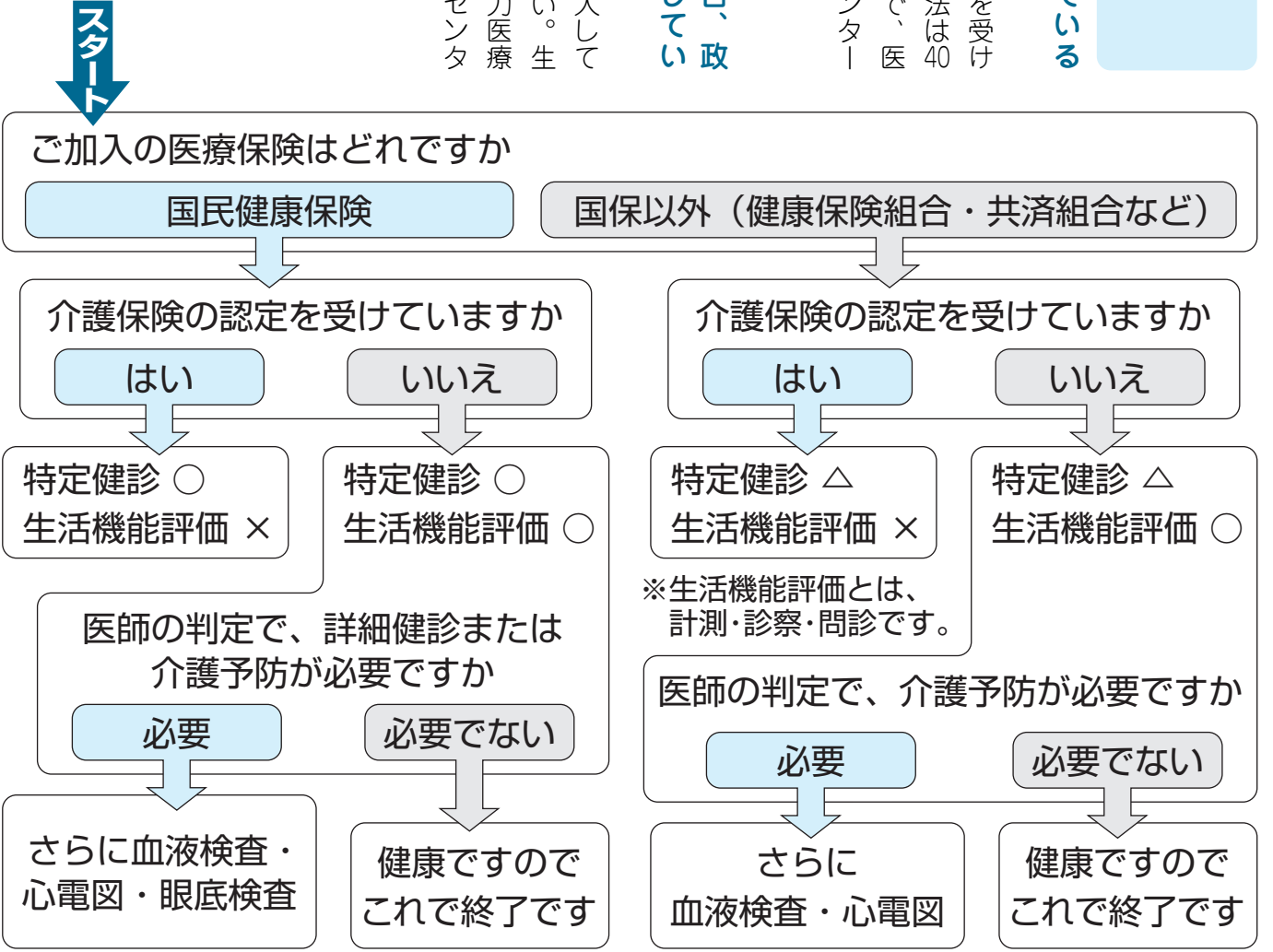
国民健康保険に加入している人の場合

特定健診と生活機能評価を受けることができます。受診方法は40歳以上64歳以下の人と同じで、医療機関か加古川総合保健センターで受けます。

健康保険組合、共済組合、政府管掌組合などに加入している人の場合

特定健診については、加入している保険者にご確認ください。生活機能評価については、協力医療機関または加古川総合保健センターでお受けください。

65歳以上74歳以下の方



※○は受診可能 △…受診できる場合もありますので、ご加入の保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療受給者

（75歳以上及び65歳以上で一定の障害のある人）

後期高齢者医療受給者は、健康診査及び生活機能評価が受けられます。健診については生活習慣病（高血圧・心臓病・糖尿病・脳血管疾患・動脈硬化）で医療機関にかかっているかどうかで異なります。

すでに医療機関で治療を受けている場合

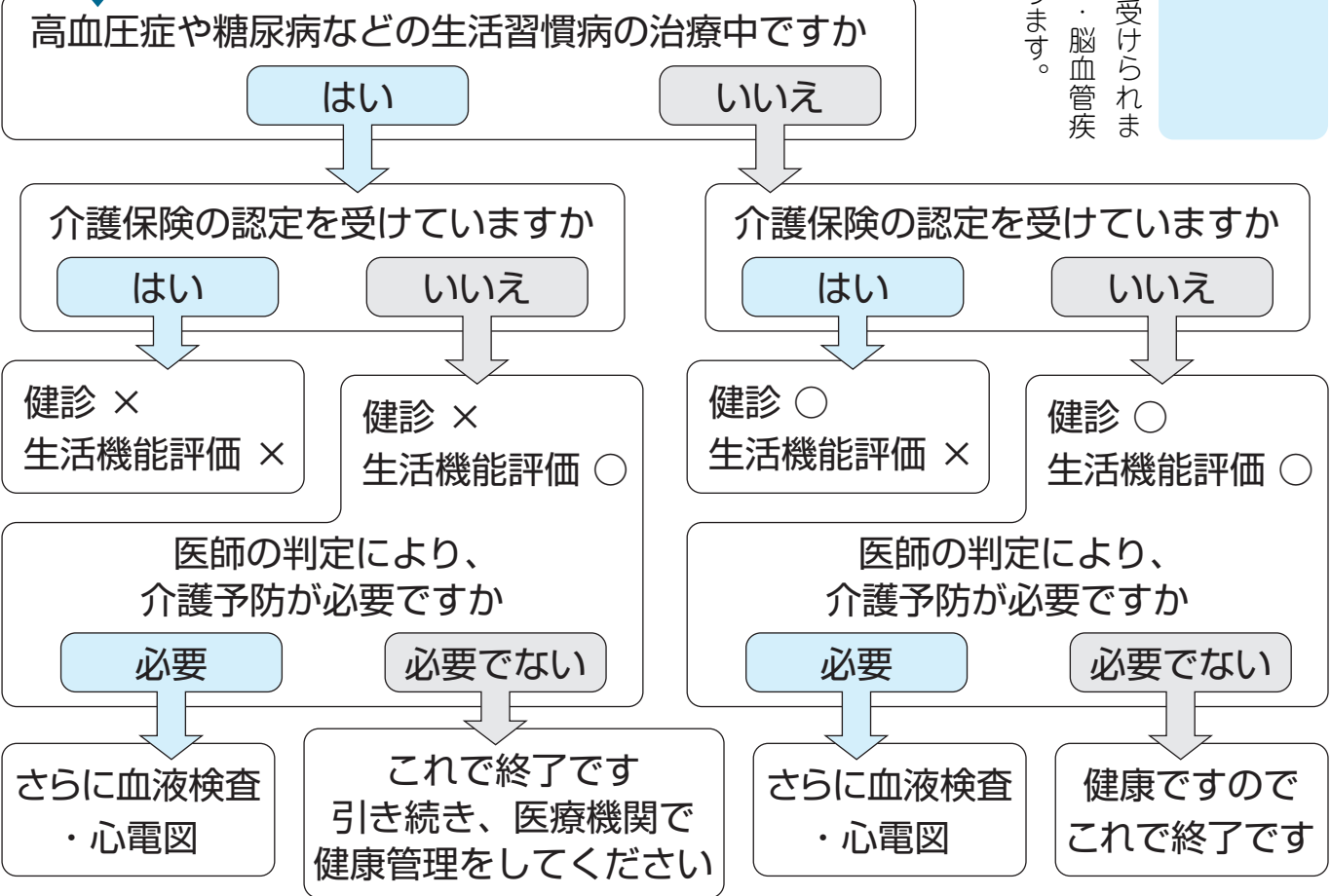
生活習慣病で医療機関にかかっている場合、健診の対象になりません。引き続き、医療機関で健康管理をしてください。

介護認定を受けていない人は、生活機能評価（計測・診察・問診）を受け、その結果医師が介護予防を必要と判断した場合には「要支援・血液検査・心電図を行います」。

健康診査（問診・計測・診察・血液検査）を受診できます。介護認定を受けている場合は、健診のみを受診できます。介護認定を受けていない場合は、健診と生活機能評価を受けその結果、医師が介護予防を必要と判断した場合にはさらに、血液検査・心電図を行います。

75歳以上

※介護保険の認定とは、介護が必要な状態となり、要支援・要介護1~5の認定を受けている方



特定健診および健康診査（後期高齢者医療加入者）の対象になる方には、ご案内させていただきますので、案内をよく読んでから受診してください。▶問い合わせ 健康安全グループ健康増進チーム ☎079(435)2611

※○は受診可能